

議員提出議案第1号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年12月19日

藤井省三
福田俊史
広谷直樹
山口亨
藤縄喜和
斉木正一
内田博長
福岡裕隆
森雅幹
伊藤保
横山隆義
国岡智志
伊藤美都夫
濱辺義孝
長谷川稔

内田隆嗣
浜崎晋一
小谷茂
稲田寿久
上村忠史
安田優子
前田八壽彦
坂野経三郎
興治英夫
浜田妙子
砂場隆浩
森岡俊夫
銀杏泰利
澤紀男
谷村悠介

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の145に相当する額に、6月に支給 する場合には100分の132、12月に支 給する場合には<u>100分の144</u>を乗じて 得た額に、6月1日又は12月1日以前6月 以内の期間（以下「対象期間」という。） におけるその者の在職期間の区分に応じ て、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥 取県条例第3号）第16条の4第2項の表に 定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の145に相当する額に、6月に支給 する場合には100分の132、12月に支 給する場合には<u>100分の142</u>を乗じて 得た額に、6月1日又は12月1日以前6月 以内の期間（以下「対象期間」という。） におけるその者の在職期間の区分に応じ て、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥 取県条例第3号）第16条の4第2項の表に 定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の145に相当する額に、6月に支給 する場合には<u>100分の133.5</u>、12月に 支給する場合には<u>100分の142.5</u>を乗 じて得た額に、6月1日又は12月1日以前 6月以内の期間（以下「対象期間」という。） におけるその者の在職期間の区分に応じ て、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥 取県条例第3号）第16条の4第2項の表に 定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の145に相当する額に、6月に支給 する場合には<u>100分の132</u>、12月に支 給する場合には<u>100分の144</u>を乗じて 得た額に、6月1日又は12月1日以前6月 以内の期間（以下「対象期間」という。） におけるその者の在職期間の区分に応じ て、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥 取県条例第3号）第16条の4第2項の表に 定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例の規定による給与の内払とみなす。